

2022年7月8日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目31番17号
P M O 田 町 2 F
H E R O Z 株 式 会 社
代表取締役Co-CEO 林 隆 弘

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が引き続き懸念される中、当社第14期定時株主総会の開催及び運営方法について慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、感染防止策を可能な限り講じたうえで、下記のとおり開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月27日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送いただくか、又は4頁に記載のご案内に従い、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月28日（木曜日）午前10時～（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク
プラザ棟3階・4階 401ホール
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第14期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 議決権の行使等に関しましては、3～4頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。なお、議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://heroz.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしく願い申し上げます。
- ◎ご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態や株主総会開催日の感染拡大状況にご留意いただき、ご無理のないようお願いいたします。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）。
- ◎本総会当日時点での感染拡大状況によっては、当社役員及び本総会運営スタッフは、検温を含めた体調の確認を行ったうえで、マスクを着用して対応させていただきます場合がございます。
- ◎感染拡大防止のため、本総会へご来場の株主様におかれましては、体調不良と見受けられる際には検温等のご協力をお願いする場合がございます。



議決権行使についてのご案内

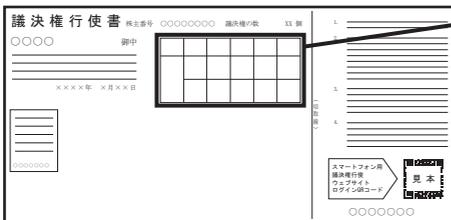
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類等をご検討のうえ、議決権行使書用紙を株主総会当日にご提出いただくか、事前にご返送又はご入力くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年7月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年7月27日(水曜日) 午後7時到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限 ※</p> <p>2022年7月27日(水曜日) 午後7時入力完了分まで</p>
--	---	---

※下記の期間は、ウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止期間となります。
2022年7月16日(土曜日)午前5時~2022年7月19日(火曜日)午前5時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 33 票

○ ○ ○ ○

印中

××××年 ×月××日

1. 2. 3. 4.

スマートフォン用
議決権行使書
QRコード
QRコード
QRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ここに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- 第2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、AIを活用したサービスをBtoC及びBtoB領域で展開しております。当社が属するAI市場では、ディープラーニング等の機械学習関連アルゴリズムの高度化に加えて、機械学習に利用可能な計算機の能力向上やデータの増加により、更なる成長が続いております。

当事業年度における我が国の経済状況は、依然として新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが不透明な状況が続いているものの、世界経済の持ち直しやワクチン接種の進展を契機に、徐々に回復基調となりました。ただ、今後の先行きについては、引き続き新型コロナウイルスの影響が懸念されるほか、ロシア・ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、国内外の経済状況や金融資本市場の動向等を注視する必要があると見込まれます。

当社が所属する情報サービス業界においては、デジタル技術を活用し、業務プロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する需要拡大等が見られた1年となっており、今後と同様の傾向が続くものと考えております。

このような環境のなか、当社のAI（BtoC）サービスにおいては、藤井聡太竜王の五冠達成に伴う将棋への注目度向上や、アプリ内でのオンライン将棋大会開催・機能追加等の効果により、AIによるサポート機能等を搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。またAI（BtoB）サービスにおいては、当社のディープラーニング等の機械学習技術を集約したAIサービス「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を続け、資本業務提携先をはじめとする様々な事業会社へ「HEROZ Kishin」の提供を行いました。当事業年度のAI（BtoB）サービスに関する売上は、エンターテインメント領域におけるゲーム終了や初期設定フィーの獲得遅延等の影響により、前事業年度と比較して減少となって

はいるものの、将来的なAI導入を見据えたデータ分析に関するプロジェクトが新たに発生する等、当事業年度の後半にかけて徐々に回復に向かっております。そのほか、高度な機械学習アルゴリズム開発・プロダクト開発のための技術研究を引き続き強化したことや、機械学習用サーバ等設備の購入に伴う減価償却費・通信費の増加、体制変更に伴う採用強化による採用教育費の増加及び中長期的な成長戦略を実現するための先行投資等によって、売上原価、販売費及び一般管理費が増加しております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しているため、当事業年度における事業の経過及び成果に関しては、前事業年度と比較した前事業年度比（%）の記載は省略しております。詳細は、計算書類の個別注記表「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,482,969千円となり、営業利益34,786千円、経常利益87,790千円、当期純利益49,401千円となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は16,761千円であり、その主なものは自社プロダクト開発に係るソフトウェア仮勘定となります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2019年4月期)	第 12 期 (2020年4月期)	第 13 期 (2021年4月期)	第 14 期 (当事業年度) (2022年4月期)
売 上 高(千円)	1,377,281	1,544,464	1,556,593	1,482,969
経 常 利 益(千円)	415,055	404,571	285,814	87,790
当 期 純 利 益(千円)	296,709	255,382	207,146	49,401
1株当たり当期純利益(円)	21.74	17.84	13.85	3.29
総 資 産(千円)	2,157,910	6,408,863	6,546,615	6,635,384
純 資 産(千円)	1,979,310	6,182,740	6,403,111	6,440,758
1株当たり純資産(円)	141.94	414.46	426.13	428.65

- (注) 1. 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりま
す。また、2020年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行
っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当
り当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当
事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該
会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
バリオセキュア株式会社	330,018千円	32.2%	ネットワークセキュ リティサービス事業

- (注) 1. 2021年9月にバリオセキュア株式会社の株式を取得し、同社を
関連会社といたしました。
2. 2022年2月28日現在の状況を記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が引き続き懸念されるほか、ロシア・ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で金融資本市場の混乱等も懸念されるところであります。その一方で情報サービス業界においては、新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした、デジタル技術を活用した業務プロセス・ビジネスモデル変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）の需要拡大が引き続き見込まれるものと認識しております。

このような状況の下で、当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、その対応を行っております。

当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員や一般社団法人「日本ディープラーニング協会」の正会員として最先端の情報収集に努め、またコンピュータ将棋や囲碁AI関連の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

② 人材の確保

当社は、AI市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザのニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。

当社としましては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高めることや、優秀な人材が興味や関心を持つ分野での各種取り組みを強化すること等によって会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげたいと考えております。

③ 情報管理体制の強化

当社では、現在、様々な業界に対してAIサービスの提供を行っております。このようなAI開発のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、当社ではデータを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、顧客の機密情報を扱っているため、情報管理規程等に基づいた管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行っております。

④ 課題への対応

当社は、自社のAI技術を活用して様々な社会課題を解決し、持続可能な社会を実現するべく、以下の重点方針に従い、SDGs(Sustainable Development Goals)に関する取り組みを進めてまいります。

<重点方針>

・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

当社が提供するAIの活用を通じてDXを推進し、創造的な業務に注力できる産業構造を創出いたします。

・AIを通じた地域社会や地球環境への貢献

温度や湿度等を快適にする建物制御システムに当社のAIを搭載する等、省エネルギー化につながるAIを提供し、環境負荷を軽減する取り組みに参加いたします。

・働きがいのある環境づくり

在宅勤務の導入や休暇取得の促進等、従業員の意向を踏まえた快適な労働環境を提供しております。また、残業時間のモニタリングや産業医面談等、長時間労働や過重労働を防ぐための体制を作り、役職員の健康管理にも配慮しております。

・人材育成・価値発揮

社員一人一人が、自己の能力を高めることができる業務体制や人事制度を整えているほか、研修や定期的な勉強会を実施する等自己研鑽の機会を設け、社員が個性を発揮しながら創造力を働かせて挑戦し続けることができる環境を提供しております。

・最先端技術のリード

高品質で最先端なAIを提供するよう努めております。また、当社が発案した知的財産の権利化を進め、可能な限り、知的財産を活用できる取り組みも進めております。

⑤ システム基盤の強化

当社の収益の基盤となるサービスを展開するためには、大量の情報処理やシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバの安定的な稼働に努めてまいります。

⑥ 知的財産権の確保等について

当社では、日々のAI開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独又は共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AI開発分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得していきます。

⑦ サービスの安全性及び健全性の確保

当社では、AI (BtoC) サービスにおけるユーザが安心して当社のサービスを利用できるように、下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第1条 (目的)

このガイドラインは、HEROZ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 18歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、18歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、18歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第3条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とすべく努力をする。

⑧ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保及び育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年4月30日現在)

事業区分	事業内容
A I 関連事業	AIサービス等の企画・開発・運営

(6) 主要な事業所 (2022年4月30日現在)

本社	東京都港区
----	-------

(7) 使用人の状況 (2022年4月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減
61名	6名増

(注) 使用人数は正社員の他、契約社員も含まれます。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年4月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 52,600,000株

(2) 発行済株式の総数 15,025,582株

(3) 株主数 9,108名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
林 隆 弘	4,333,300	28.83
高 橋 知 裕	4,333,300	28.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	625,200	4.16
ビッグロープ株式会社	400,000	2.66
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	176,676	1.17
ネットマーブルジャパン株式会社	176,400	1.17
株式会社コーエーテクモゲームス	167,976	1.11
株式会社竹中工務店	163,132	1.08
K I A F U N D F 1 4 9	149,500	0.99
楽天証券株式会社	115,100	0.76

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2. 自己株式は所有しておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、中長期的な企業価値の増大を目指すにあたって、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力をさらに高めることを目的として、当社取締役、執行役員及び従業員に対して下記のとおり有償にて新株予約権を発行いたしました。

	第11回新株予約権
発行決議日	2021年11月10日
新株予約権の数	1,575個
新株予約権割当の対象者	当社取締役、執行役員及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 157,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 167,000円 (1株当たり 1,670円)
権利行使期間	2024年5月1日から 2026年12月31日まで
行使の条件	(注) 2

(注) 1. 当事業年度末までに一部執行役員の退任があったため、上記の新株予約権のうち225個を自己新株予約権として取得しております。

2. 新株予約権の行使の条件

①2024年4月期及び2025年4月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ。)において、当社の売上高及びEBITDAが下記(a)及び(b)に掲げる水準を満たしている場

合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を上限として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 2024年4月期における売上高が3,000百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、50%権利行使可能
- (b) 2025年4月期における売上高が3,300百万円以上且つ当社のEBITDAが黒字となった場合、50%権利行使可能

なお、EBITDAの額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書）の減価償却費（のれん償却費を含む）及び敷金償却を加算した額を参照するものとし、権利確定条件付き有償新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかるEBITDAの額が適用される。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ②新株予約権の割当てを引き受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。
- ③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員の様況

(1) 取締役の様況 (2022年4月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役COO-CEO	林 隆 弘	
代表取締役COO-CEO	高 橋 知 裕	
取締役COO	浅 原 大 輔	
取締役CTO	井 口 圭 一	バリオセキュア株式会社社外取締役
取締役(監査等委員・常勤)	國 本 浩 市	
取締役(監査等委員)	井 上 智 宏	ベンチャーインク会計事務所代表
取締役(監査等委員)	上 山 亨	カケルパートナーズ合同会社代表社員 ビープラッツ株式会社社外取締役 株式会社いつも取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)である國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、國本浩市氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役である國本浩市氏、井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等のために締結される保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。

(4) 指名報酬委員会の設置

当社では、2022年4月以降、取締役会の諮問機関として、任意の指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の決定過程において、手続の客観性、透明性及び公平性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能のさらなる充実を図ることを目的として設置されました。

取締役候補者の選任については、取締役のスキルの検討のほか、取締役候補者の選任方針や個別の候補者案の検討等、当社の経営戦略に照らして必要な人材の選出のための検討を進めております。また、報酬等については、報酬体系の構築や報酬等の決定方針の策定、及び個人別報酬額等を審議対象としており、業績との連動性を確保しつつ、成果が反映される報酬体系の構築を検討しております。これらを通じて、決定過程の透明性や公平性を確保し、企業価値の持続的な向上に資するような制度づくりを目指しております。

取締役会は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役候補者や取締役の報酬等について最終決定することとなっております。

指名報酬委員会の委員は、國本浩市氏（委員長、社外取締役）、林隆弘氏（代表取締役Co-CEO）、井上智宏氏（社外取締役）及び上山亨氏（社外取締役）であり、過半数の独立社外取締役により構成されております。また、決定過程の客観性・透明性をより高めるため、委員長には独立社外取締役を任命しております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容についての決定方針、決定方法

当社は、取締役会決議に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①②において同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めております。当該方針の概要は、下記のとおりです。

当社の取締役の報酬等は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の内容に関しては、株主総会において決定された報酬総額の範囲内において、各役員の職務内容・実績・他社事例及び当社の業績状況等を勘案した適正な水準とすることを基本方針としたうえで、取締役会において決定するものとしております。なお、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとし、在任期間中に毎月均等額を支給するものと定めております。

②役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬算定の公平性、報酬水準と各取締役の職務内容・貢献度等とのバランス、当社業績との関連性等を考慮し、決定方針との整合性について監査等委員も含めて総合的に検討しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会監査における各委員の貢献度等を勘案して、監査等委員会規程に基づき監査等委員会において決定しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の 総額 (千円)	対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	72,902 (-)	72,902 (-)	4 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	86,102 (13,200)	86,102 (13,200)	7 (3)

(注) 2017年7月24日開催の第9期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は年額150百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役 (監査等委員) の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。) 及び取締役 (監査等委員) の員数はそれぞれ3名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役 (監査等委員) 上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であり、また、ビープラッツ株式会社の社外取締役、株式会社いつもの取締役 (監査等委員) を兼職しております。これらの兼職先はいずれも当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	國 本 浩 市	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、人事労務等に関する幅広い見識と豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	上 山 亨	当事業年度において開催された取締役会15回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、経営と金融等に関する幅広い知識と経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組みます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

- ⑦ 取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画を管掌する部門の責任者が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役Co-CEOの指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役Co-CEOによる承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表Co-CEOに報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,959,629	流動負債	194,626
現金及び預金	3,660,270	買掛金	23,899
売掛金	138,153	未払金	33,294
契約資産	29,087	未払費用	18,361
前払費用	40,528	契約負債	59,192
その他	91,590	預り金	15,971
固定資産	2,675,754	賞与引当金	8,772
有形固定資産	260,271	その他	35,134
建物	9,786	負債合計	194,626
工具、器具及び備品	250,484	(純資産の部)	
無形固定資産	25,351	株主資本	6,438,952
ソフトウェア	14,496	資本金	10,000
ソフトウェア仮勘定	10,855	資本剰余金	5,311,017
投資その他の資産	2,390,131	資本準備金	2,215,609
投資有価証券	322,471	その他資本剰余金	3,095,408
関係会社株式	1,995,548	利益剰余金	1,117,934
長期前払費用	3,614	その他利益剰余金	1,117,934
繰延税金資産	15,033	繰越利益剰余金	1,117,934
その他	53,463	評価・換算差額等	1,804
資産合計	6,635,384	その他有価証券 評価差額金	1,804
		新株予約権	1
		純資産合計	6,440,758
		負債純資産合計	6,635,384

損 益 計 算 書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,482,969
売 上 原 価		923,981
売 上 総 利 益		558,988
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		524,201
営 業 利 益		34,786
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	49,498	
そ の 他	3,532	53,078
営 業 外 費 用		
雑 損 失	74	74
経 常 利 益		87,790
税 引 前 当 期 純 利 益		87,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,042	
法 人 税 等 調 整 額	20,346	38,389
当 期 純 利 益		49,401

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から)
(2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,276,959	2,215,609	828,449	3,044,058	1,084,405	1,084,405	6,405,423
会計方針の変更による累積的影響額					△15,871	△15,871	△15,871
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,276,959	2,215,609	828,449	3,044,058	1,068,533	1,068,533	6,389,551
当期変動額							
当期純利益					49,401	49,401	49,401
資本金から剰余金への振替	△2,266,959		2,266,959	2,266,959			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	△2,266,959	—	2,266,959	2,266,959	49,401	49,401	49,401
当期末残高	10,000	2,215,609	3,095,408	5,311,017	1,117,934	1,117,934	6,438,952

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,564	△2,564	252	6,403,111
会計方針の変更による累積的影響額				△15,871
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,564	△2,564	252	6,387,239
当期変動額				
当期純利益				49,401
資本金から剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,368	4,368	△250	4,117
当期変動額合計	4,368	4,368	△250	53,519
当期末残高	1,804	1,804	1	6,440,758

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① AI (BtoC) サービス

主な内容は、当社が運営するアプリケーションゲーム「将棋ウォーズ」におけるアイテムの購入に伴う収益と、有料会員の月額利用料による収益であります。

このうちアイテムの購入に関しては、顧客であるユーザが当該アイテムを用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、ユーザのアイテム購入分のうち報告期間の末日において使用が完了しているものを収益認識し、未使用分については残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

また有料会員の月額利用料についても、上記と同様に当社が会員ごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、毎月の利用料総額を収益認識したうえで、有料会員の特典として付与されるアイテムのうち、報告期間の末日における未使用分について残高に相当する金額を契約負債へ振り替えております。

いずれの収益に係る対価も、決済代行会社を通じて概ね2か月以内に受領しております。

② AI (BtoB) サービス

主な内容は、AIの開発（初期設定）に係る収益（初期設定フィー）と、AIのライセンス利用・保守運用に係る収益（継続フィー）となります。

このうち初期設定フィーに関しては、義務の履行により、他に転用できない資産が創出され、完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであると判断しており、原則として報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益及び契約資産を認識しております。

この進捗度の測定は、作業の進捗に伴って原価が発生していると考えられることから、進捗の実態を適切に反映するためにインプット法を採用しており、具体的には、主として当期までに発生した実績工数を契約完了までに発生すると見積もった総工数と比較することにより進捗率の見積りを行っております。

当該収益に係る対価は、契約条件に従い、成果物の納品又は顧客による成果物の検収後、概ね2か月以内に受領しております。

また、継続フィーに関しては、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであ

るとみなし、契約条件に基づいて毎月収益認識を行っております。当該収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね2か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、主にAI（BtoB）サービスにおける取引に関して、従来は、契約ごとに契約期間に基づく収益認識もしくは検収基準等により収益を認識しておりましたが、当事業年度より、識別した履行義務に基づき、顧客に対し財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高は15,542千円、営業損益、経常損益及び税引前当期純損益は20,082千円減少しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高が15,871千円減少しております。

また、収益認識会計基準等の適用に伴い、当事業年度より、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」に表示していた「売掛金」のうち一部を「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「出資分配金」（当事業年度は82千円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響については、依然として国内外の経済活動への影響は懸念されるところではあるものの、当社の事業活動は正常化しており、現時点においては重要な影響はないものと判断して会計上の見積りを行っております。当該見積りの具体的な内容については、下記の通りです。

なお、同ウイルスによる影響は不確実性が高く、今後の感染拡大状況によっては、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	15,033千円
--------	----------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来事業年度の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上を行っております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、当該将来事業年度の課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	364,853千円
--------------------	-----------

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

売掛金	2,145千円
未収入金	49,498千円
未払金	88千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,282千円
売上高	3,950千円
販売費及び一般管理費	332千円
営業取引以外の取引高	49,698千円

※「営業取引以外の取引高」には、資産購入高200千円を含めております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,025,582株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 135,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や投資事業組合に対する出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は市場価格の変動リスク及び発行企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク等）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画を管掌する部門が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況等を把

握し、その保有の妥当性を検証しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画を管掌する部門が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額322,471千円）は下表には含めておりません。また「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「預り金」について、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
関係会社株式	1,995,548	1,386,792	△608,756

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じた、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	1,386,792	—	—	1,386,792

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びビインプットの説明

関係会社株式

関係会社株式は相場価格を用いて評価しております。関係会社株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

- (1) 関連会社に対する投資の金額 1,995,548千円
- (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 1,968,369千円
- (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 22,319千円

※「持分法を適用した場合の投資の金額」については、受取配当金49,498千円の消去を考慮したうえで算定しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当事業年度の売上高1,482,969千円の内訳は、AI（BtoC）サービス918,014千円、AI（BtoB）サービス564,954千円となっております。
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約及び履行義務については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	171,046
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	138,153
契約資産(期首残高)	3,765
契約資産(期末残高)	29,087
契約負債(期首残高)	31,505
契約負債(期末残高)	59,192

契約資産は、AI (BtoB) サービスにおいて、顧客との開発契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該開発契約に関する対価は、契約条件に従い、成果物の納品後又は顧客による成果物の検収後に請求し、概ね2か月以内に受領しております。

契約負債は、AI (BtoC) サービスに係るものについては、主に将棋ウォーズにおけるアイテムのうち、当事業年度末における未使用残高に相当する金額を、契約負債として認識しているものであります。またAI (BtoB) サービスに係るものについては、主に将来にわたって履行義務が充足されるライセンス取引に係る収益について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。いずれの契約負債も、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、9,993千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、当事業年度末時点で23,979千円であります。当該履行義務は、主にAI (BtoC) サービスにおけるアイテムの未使用残高に関するものであり、期末日後概ね1年から4年の間で収益として認識されると見込んでおります。

12. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	14,089 千円
減価償却超過額	11,607
賞与引当金	3,034
契約負債	16,550
敷金償却	2,313
その他	7,527
繰延税金資産小計	55,122
評価性引当額	△15,508
繰延税金資産合計	39,614
繰延税金負債	
未収事業税	6,506 千円
未収入金	17,121
その他有価証券評価差額金	954
繰延税金負債合計	24,581
繰延税金資産の純額	15,033 千円

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	428円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	3円29銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

HEROZ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 啓之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HEROZ株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月17日

HEROZ株式会社 監査等委員会
監査等委員 國本浩市 (印)
監査等委員 井上智宏 (印)
監査等委員 上山亨 (印)

(注) 監査等委員國本浩市、井上智宏及び上山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はやし たか ひろ 林 隆 弘 (1976年12月20日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役CEO 2021年8月 当社代表取締役Co-CEO（現任）	4,333,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			
2	たか はし とも ひろ 高 橋 知 裕 (1976年12月30日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 ビッグローブ事業部、経営企画部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役COO 2021年8月 当社代表取締役Co-CEO（現任）	4,333,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の代表取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その他実績、能力と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	い ぐち けい いち 井 口 圭 一 (1978年7月19日)	2003年4月 日本電気株式会社(NEC)入社 中央研究所に在籍 2010年4月 株式会社Donuts入社、開発部長 2012年5月 株式会社Ginger設立、取締役 2013年6月 当社入社、開発部長 2020年7月 当社取締役CTO (現任) 2021年11月 バリオセキユア株式会社 社外 取締役 (現任) ----- (重要な兼職の状況) バリオセキユア株式会社 社外取締役	12,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>幅広いIT技術への精通及び多数の開発経験を有しており、2013年6月以降、当社の開発部長を務め、当社サービスの品質保持及び監督に尽力してまいりました。その他実績、能力とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づき当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険においては、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等について填補されることとなっております。各候補者の選任が承認され就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、次回の当該保険契約の更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方

当社は、事業戦略や経営戦略について多様な価値観を踏まえて議論することが重要であると考えております。そのためには、経営の基本となる「企業経営」「財務・会計・税務」「ガバナンス・リスク管理」に加え、AIサービス創出の要となる「IT・AIテクノロジー」「企画・開発」「人事・労務・人材開発」や、事業を拡大・推進するために必要な「M&A」が当社の成長を支える重要なスキルであると考えております。これらのスキルを相互補完しあい、客観的で多面的な審議を実現し、取締役会をより実効性あるものにすることを目指しております。本議案が承認可決された場合、取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

スキル 取締役	企業経営	IT・AIテクノロジー	M&A	企画開発	人事 労務 人材開発	財務 会計 税務	ガバナンス リスク管理
林 隆 弘	◎	○		○	○		
高 橋 知 裕	◎	○		○			
井 口 圭 一		◎		○			
國 本 浩 市					◎		○
井 上 智 宏						◎	○
上 山 亨			◎			○	

主スキル：◎ 副スキル：○

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制を有しており、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の遂行が期待できるとともに、同監査法人の監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	太陽有限責任監査法人	
事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階	
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立
	1979年6月	永昌監査法人設立
	1985年9月	元監査法人設立
	1991年4月	アクタス監査法人設立
	1994年10月	グラントソントン インター ナショナル加盟
	1998年4月	霞が関監査法人設立
	1999年4月	優成監査法人設立
	1999年4月	元監査法人とアクタス監査法 人が合併し、アクタス元監査 法人となる
	2001年7月	エーエスジー監査法人に社名 変更（2003年2月よりASG監査 法人）
2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が 合併し、太陽ASG監査法人とな る	

	2008年 7月	有限責任組織形態に移行し、 太陽ASG有限責任監査法人とな る
	2012年 7月	永昌監査法人と合併
	2013年10月	霞が関監査法人と合併
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名 変更
	2018年 7月	優成監査法人と合併
概 要 (2022年 5月末現在)	資本金	527百万円
	構成人員 代表社員・社員	88名
	特定社員	4名
	公認会計士	305名
	公認会計士試験合格者等	261名
	その他	484名
	計	1,142名
	監査関与会社	1,035社

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階4階
401ホール

TEL 03-5441-2100



交通 JR田町駅東口より 徒歩約5分

都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分